

公立大学法人福知山公立大学理事長選考会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学定款（以下「定款」という。）第10条第3項に基づき設置する、福知山公立大学理事長選考会議（以下「理事長選考会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 理事長選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事長の選考に関する事項
- (2) 理事長の任期に関する事項
- (3) 理事長の解任に関する事項
- (4) その他理事長選考会議の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 理事長選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 定款第17条第2項第2号から第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者3名
 - (2) 定款第20条第2項第3号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者3名
- 2 委員が理事長候補者に推薦された場合は、その時点から当該委員の職を失うものとする。
- 3 委員が前項その他の事由により欠員となったときは、速やかに委員を補充するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、経営審議会、教育研究審議会の委員としての任期と同一とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 議長は、次の場合に理事長選考会議を招集する。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。

(3) 理事長が欠員となったとき。

(4) その他議長が必要と認めたとき。

2 理事長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 理事長選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長が必要と認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(結果報告)

第7条 理事長選考会議は、理事長選考会議の経過と議決事項を、速やかに理事長及び経営審議会並びに教育研究審議会に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事長選考会議の運営に関し必要な事項は、理事長選考会議で定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、必要に応じて理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。